

松阪市再生可能エネルギー設備等導入調査業務 仕 様 書

1. 委託業務の名称

松阪市再生可能エネルギー設備等導入調査業務

2. 業務の目的

令和2年10月、政府が「2050年カーボンニュートラル」を表明し、令和3年6月には、国・地域脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が公表され、「2040年までに政府及び自治体の設置可能な建築物等に太陽光発電設備を100%導入」等が掲げられたところである。

本市においても、中長期的に脱炭素化を図るため、市施設に太陽光発電設備や省エネ設備等を導入し、平常時には温室効果ガスの排出を抑制するとともに、停電等の非常時には防災用電源として活用するなど、再生可能エネルギーを有効活用していくこととしている。

そこで、再生可能エネルギーを最大限有効に活用するため、市施設における再生可能エネルギー導入可能性調査を行うとともに、本市の区域内における温室効果ガス排出量の推移等の調査等を行い、その結果に基づき区域内の一般家庭及び事業者等の脱炭素化の誘導・促進施策を検討するための基礎資料を作成することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結の日から令和5年1月31日まで

4. 業務内容

(1) 市施設及び未利用地における太陽光発電設備の導入可能性調査

約150の市施設等を対象として、自家消費型の太陽光発電設備の導入の有用性を調査し、簡易な発電シミュレーションの実施、電力の使用実績との比較検討による適正導入規模を示すものとする。この場合、「松阪市公共施設等総合管理計画」等の行政計画との整合性を考慮したうえで、導入を進めていく際の優先順位を明らかにするものとする。

また、費用対効果、懸案事項の検証、蓄電池の導入の有用性、系統連系案等についても可能な限り提案するものとする。

なお、施設の状況（建物の構造や屋根の素材・形状等）等から太陽光発電設備の導入が困難であると認められる施設がある場合は、その理由を明らかにするものとする（当該施設は調査の対象外とする。）。

(2) 優先して導入すべき施設における詳細の検討

(1)において、太陽光発電設備の導入効果が高く、優先的に導入を検討すべき施設について、10か所程度選定し、電力の使用実績との比較検討、現地調査等を行ったうえで詳細な発電シミュレーション、蓄電池導入の有用性、費用対効果、懸案事項、系統連系案等を提案するものとする。また、費用対効果は自己所有、リース、PPAなどの導入種別ごとに行うものとし、蓄電池の有無による比較検討を含むものとする。

なお、蓄電池の導入は、一般施設においては主に効率的な自家消費を、避難所・防災施設等においては自家消費だけでなく非常時の防災用電源としての活用をそれぞれ想定するものである。

(3) 本市の区域内における温室効果ガス排出量の推計

本市の区域内における地勢や気象などの自然的条件、人口の分布や交通状況などの社会的条件、産業構造や就業者数などの経済的条件等を踏まえたうえで、本市の区域内の温室効果ガス排出量に関する現在から将来にわたる推計を行う。

この場合、公共部門、家庭部門、産業部門等に分類して温室効果ガス排出量を推計する。

なお、調査に際しては、簡便な方法によることも可とし、公的な機関等が示す調査方法に基づく必要はないものとする。

(4) 他の自治体における先進事例及び国の支援制度の調査

本市における脱炭素化社会の実現に向けて、公共施設への太陽光発電設備の導入のみならず、他自治体等が実施している先進的なモデル事例を調査するとともに、国の支援制度に関する情報を提供する。

また、区域内における市民や事業者等に対して脱炭素化社会の実現に資する支援制度について企画・提案を行う。

(5) その他の提案

本業務の趣旨を踏まえ、カーボンニュートラルの実現に資する効果的な提案がある場合は、積極的に提案するものとする。

5. 成果物

受託者は、4(1)～(5)に関する以下の成果物を提出するものとする。なお、成果物には、簡易な設計図面を含むものとする。

- ① 提案報告書 製本2部
- ② その他の関連資料 一式
- ③ 上記の電子データ 一式

6. 留意事項

- (1) 当該業務の中間報告を令和4年11月30日(水)までに行う。なお、中間報告は、「4. 業務内容」の(2)に掲げるものとし、その範囲は、本市と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ決定するものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項であっても、本市が必要と認めた事項については、すべて本業務に含まれるものとする。
- (4) 受託者は、本業務が滞りなく実施できるよう、全体スケジュールの進捗管理、課題管理、変更管理を実施し、本市に対してその進捗状況等を随時報告するとともに、段階ごとに十分な打ち合わせを行い、業務の遅延や遺漏の防止に努めるものとする。なお、業務の遂行中に協議した事項等は、その内容等を記録し、相互に確認のうえ、保有するものとする。
- (5) 本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (6) 業務の内容に著しい変更が生じた場合は、本市と協議し、契約の変更を行うものとする。

7. 遵守事項

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例・規則、通知等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本市から取得した資料(電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。)を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用してはならない。また、本業務に関与した受託者の所属職員が異動又は退職した後においても同様である。